

訪問介護重要事項説明書
< 2024年 4月 1日現在 >

1、事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護及び介護予防生活支援サービス事業（以下、訪問介護サービス）を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	訪問介護 一期一笑
指定番号	1372702447
所在地	東京都東村山市萩山町1-8-12 クローバーハイツ201
電話番号	042 (349) 1188
FAX番号	042 (349) 1189
サービスを提供する地域	東村山市・小平市・東大和市・東久留米市（以外の地域はご相談ください。）

(2) 職員体制

	資格	人数
管理者	介護福祉士	1名以上
サービス提供責任者	介護福祉士等	1名以上
サービス従業者	介護職員初任者研修修了者 あるいは 訪問介護員養成研修 2級修了者	1名以上

(3) サービス提供時間

営業日 月曜日から金曜日（12/30～1/3までお休み）

営業時間 9時00分～18時00分

3、サービス提供の方法

- ① 利用の相談を受け、サービス提供責任者をご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談をします。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。
- ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約をします。

- ③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画」を作成します。「訪問介護計画」の同意を得てサービスを開始します。
- ④ 「居宅サービス計画（ケアプラン）」「訪問介護計画」に基づき、担当のヘルパーがサービスの提供をします。
- ⑤ サービス利用後も、常に生活状況や心身の状況を把握し、訪問介護計画の評価・見直しをします。

4、サービス提供期間と終了

(1) サービスの提供期間

契約締結日から1年間とします。契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合、同じ条件で更新されるものとします。

(2) サービスの終了

次の事由に該当した場合は、サービスを終了とします。

- ① 利用者が病院や介護保険施設等に入院入所して自宅に戻る予定がないとき。
- ② 利用者が死亡したとき。
- ③ 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき。

5、サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴や手浴を行います。

⑤ 体位変換

褥瘡の防止のために、体位交換を行なう際の介助を行います。

⑥ 着脱介助

できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。

⑦ 整容介助

整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。

⑧ 自立生活支援のための見守りの援助

自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います。

(2) 生活援助

① 買い物

日用品や食料品などの生活必需品の買い物をを行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出掛けることが原則です。

② 調理

食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。

③ 掃除

利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。

⑤ 寝具の管理

布団干し、シーツの交換等を行います。

*同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできません。

(3) その他サービス

介護相談 等

6、利用料金（別紙参照）

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護サービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

7、利用者負担金の支払

ご利用料金は口座振替（振替手数料90円[引落出来ない場合も手数料が掛かります]）での入金とさせていただきます。

口座振替の登録完了までは振込にてお支払いをお願いしております。

支払期日につきましては、月締めの翌月20日払い(翌月10日前後に請求書を発行致します)とさせていただきます。

8、サービスの利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報下さい。
- ② 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④ 従業者の受動喫煙防止の観点から、当社でも受動喫煙防止対策に取り組んで参ります。サービス中の喫煙は可能な限りお控えください。

9、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

10、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。（別紙ご記入ください）

11、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12、守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15、苦情相談

①当社相談・苦情担当

担当者：横田 亜紀子

電話：042-349-1188（訪問介護事業所）

②その他苦情・相談

東村山市 介護保険課 電話 042-393-5111(代表)

小平市 高齢者支援課地域支援担当 電話 042-346-9539

東久留米市 介護福祉課 電話 042-470-7750(代表)

東大和市 高齢介護課 電話 042-563-2111(代表)

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0011(代表)

16、損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務の違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17、第三者評価の実施状況について

実施なし。

18、ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

19、虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は虐待防止責任者を管理者に定めます。

20、感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

21、業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2024年10月15日

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明交付しました。

<事業者>

所在地 東京都東村山市萩山町1-8-12 クローバーハイツ201

事業所名 訪問介護 一期一笑 印

(指定番号：1372702447号)

説明者 横田 亜紀子 印

2024年10月15日

私は、契約書および本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者>

住所

氏名 様 印

<利用者代理人>

住所

氏名 様 印

続柄